

公示

下記のとおり、令和8年度 治山施行地（第一相川地区）上部の露岩区域における観測業務委託事業の受託者を募集します。

記

第1 件名

令和8年度 治山施行地（第一相川地区）上部の露岩区域における観測業務委託事業(電子調達・電子契約方式対象案件)

第2 事業実施の目的及び概要

1 事業の目的

当計画地は、鹿児島県出水市上大川地内位置し、付近の市道宮之元上場線は、坂元川と角石川から台地上に向かって、特に台地縁辺の急斜面の区間はつづら折りの路線形となっている。

当計画地の山腹斜面は、南向きの比較的単調な斜面であるが、平均斜度40度と急傾斜で、特に標高400～480mの範囲にかけては、安山岩の露頭が立ち並び、懸崖として斜面内に点在している。

平成28年5月（平成28年4月熊本地震の余震による影響）に、直径2m程度の落石成が発生し、市道上で停止した。この落石を契機として平成28年度に市道沿いの山腹斜面を対象とした落石対策調査を出水市が実施し、調査結果に基づいた優先度の高いゾーニングにおいて待受対策として出水市が、発生源対策として北薩森林管理署がそれぞれ事業を実施してきた。

今般、対策優先度2位のゾーニングにおいて、落石調査を実施したところ、当初想定していた計画箇所の上部斜面においても、大小さまざまな転石や露岩等の存在を確認した。

しかしながら、これまでこれらの転石や露岩等が移動した形跡はなく、今後の落石防止工としての発生源対策を実施することは、経済性からみても合理性に欠けることから、令和7年度に実施した治山設計業務調査で安定性評価の高かった転石等（5個程度を抽出）を対象に観測を実施することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 情報の収集・整理について

まず、インターネットを通じて様々な端末（スマホ、タブレット、PC）でその観測結果を閲覧すること可能とする。

また、その観測結果を詳細に分析し、治山施設設置の実施の可否について検討する。

(2) 学識経験者の意見聴取について

上記(1)で解析した結果を検討するため、学識経験者等(2人以上)にヒアリングを行うものとする。

なお、学識経験者等の選定にあたっては、治山課の担当者と調整の上で決定する。

(3) 報告書作成について

(1)から(3)について、取りまとめた内容に基づいて、報告書作成を行う。

第3 参加資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者としします。

1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有している者であり、かつ、競争参加を希望する地域において「九州」を選択している者であること。

5 下記第7の提出書類の提出期限の日から契約締結日までの間において、九州森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

6 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意書を得た規約書、全構成員が交した協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者及び構成員は、上記1から4の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

(1) 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記第7までに提出すること。

(2) 規約書等の作成に当っては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

第4 契約候補者の選定方法

「治山施行地（第一相川地区）上部の露岩区域における観測業務委託事業」（以下「応募要領」という。）に基づき、提出された企画提案書等について審査を行い、契約候補者を1者選定します。

第5 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所

- 1 場所 九州森林管理局計画保全部治山課（閲覧場所）
- 2 日時 令和8年5月13日～令和8年5月28日ただし、行政機関の休日を除く。）午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

第6 応募に係る説明会の開催について

応募に係る説明会については、下記のとおり開催する。

- 1 場所 九州森林管理局第1会議室（4階）
- 2 日時 令和8年5月20日（水）午後1時30分から

第7 企画提案書の提出等に関する事項

企画提案書については、応募要領第7の企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数を参照の上、提出してください。

<提出期日等>

提出期日：令和8年5月27日まで

提出曜日：月曜日～金曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）

提出時間：午前10時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

第8 企画提案会の開催について

企画提案会については、下記のとおり開催する。

- 1 場所 九州森林管理局第1会議室（4階）
- 2 日時 令和8年5月28日（木）午前10時00分から

第9 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画等は、無効とします。

第10 その他

本公示において記載のない事項については、応募要領によるものとします。

以上、公示します。

令和8年5月13日

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 眞城 英一

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する好機保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当庁のホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attch/pdf/index-13.pdf) をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページ

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>) をご覧下さい。